- 目 的 市又は市民団体等が主催する行事中の不測の事故について、市民活動災害補償保険 制度をもって補償することにより、市民活動の健全な発展を図るとともに地域社会 の振興に寄与すること。
- 概 要 市が保険契約者となり保険料を負担します。本制度は、「傷害保険」と「損害賠償 責任保険」により構成されており、対象となる事故は次に掲げるとおりです。
  - ① 市民活動中に指導者等の過失により、他人の生命若しくは身体を害し、又は他人の財物を損壊した場合において、指導者等が法律上の賠償責任を負うことになる事故。
  - ② 市民活動中に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等又は参加者が死亡又は負傷した事故。
  - ※ ただし、補償の対象にならないケースもありますので、詳細につきましては担当まで お問い合わせください。

## 補償内容 1. 傷害保険

- ① 死亡保険金・・・・・・・・・1名あたり 200万円
- ② 後遺傷害保険金・・・・・・・・・・1名あたり 程度により200万円まで
- ③ 入院保険金・・・・・・・・・・1名あたり 3,000円/日
- ④ 手術給付金・・・・・・・・・・・・・・・・1 名あたり 手術の種類に応じ3万円まで
- ⑤ 通院保険金・・・・・・・・・・1名あたり 2,000円/日
- 2. 賠償責任保険

てん補限度額(身体・財物共通)・・・・1事故 5億円

- 利用方法 ① 事故が発生した場合は、所管課にお問い合わせください。
  - ② 保険の対象となり得る場合は、規定の事故報告書(様式第1)と指定する書類を 所管課等へ提出してください。

## 提出書類 □ 事故報告書

- □ 団体の概要が把握できる資料(会則及び規約等)
- □ 当日の参加者名簿(当日活動に参加した方のお名前がわかる資料)
- □ 事故発生日、事故発生場所、事故発生時間などが把握できる資料(案内文書等)
- □ 事故発生状況等が説明できる資料(写真等)

## 問合せ先 犬山市役所経営部総務課行政グループ

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

TEL 0568 (44) 0300 FAX 0568 (62) 4730

メール 010300@city.inuyama.lg.jp